

当社の核セキュリティに係る 主な取組みについて

2026年9月2日
九州電力株式会社

- ◆ 当社は、脅威者による妨害破壊行為の発生を未然に防止し、原子力発電所の安全安定運転を継続させるため、核物質防護に係る法令遵守及び核セキュリティ文化醸成活動に加え、核セキュリティ対策の更なる強化や改善活動の充実に向けて継続的に取り組んでいます。
- ◆ 今回の委員会では、2025年度の原子力規制検査（核物質防護関係）の結果及び小型無人機等の規制に関する法令（「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」）の改正を踏まえた当社の対応についてご説明します。

＜ご留意いただきたい事項＞

核セキュリティに関する秘密については限られた者に限定することが必要であり、本会議の間でも公開できる範囲で説明・議論をさせていただきます。

- 1 2025年度原子力規制検査結果
- 2 「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」の改正
- 3 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の改正

○原子力委員会規則である「原子力規制検査等に関する規則」及び検査運用ガイドに基づき、原子力規制検査(核物質防護関係)(以下、「PP検査」)を受検しており、この検査では当社原子力発電所の防護措置、社内規定文書・記録類の確認等により核物質防護措置全般の実施状況を確認いただいております。

○2025年度 物理的防護及び情報システムにおける日常検査・チーム検査結果

- ・ 検査指摘事項:なし

<評価>

PP検査の結果、当社の核物質防護に係る法令遵守及び核セキュリティ文化醸成活動が適切に実施されているとの国の評価を得ることができており、今後も継続して核セキュリティに関する法令遵守、改善活動などの取組みを推進してまいります。

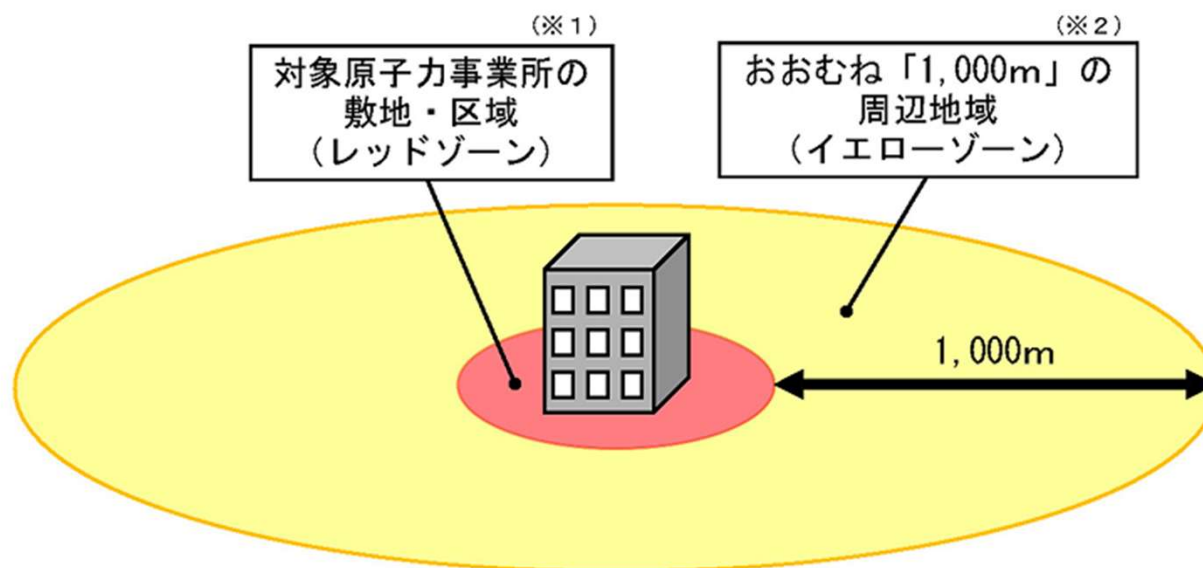
○2026年6月17日に開催された第221回国会において、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（以下、「ドローン規制法」）の改正が成立し、7月14日に施行されました。

【改正内容】

○ドローンの飛行禁止区域のうち、イエローゾーンの範囲を重要施設の周囲約1kmに拡大
（従来は約300m）

○イエローゾーンでのドローン飛行について、直ちに摘発できる罰則規定を新設
罰則内容：6か月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

○原子力事業者が警察からの指示を受けて、電波妨害（ジャミング）などの危害排除措置
を取れることも明記



※1 法定刑：1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

※2 法定刑：6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

○ドローン規制法の改正に伴い、当社の小型無人機等の飛行禁止に係るホームページを更新し、拡大された小型無人機等の飛行禁止範囲を明示するとともに、飛行禁止範囲内で飛行させる場合の同意取得や都道府県公安委員会への通報が必要となる旨を周知しております。

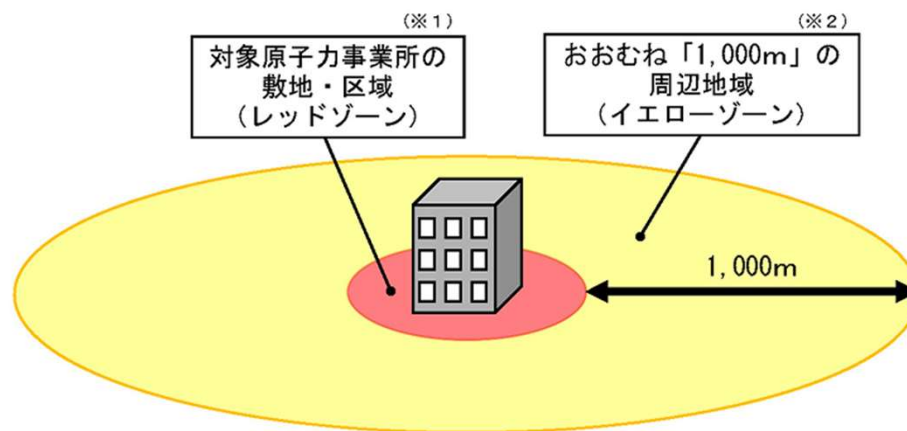
小型無人機等の飛行禁止について

1 対象原子力事業所の指定

当社原子力発電所は、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（平成28年法律第9号。以下「本法」という。）の規定に基づき、その上空における小型無人機等の飛行を禁止する対象原子力事業所に指定されました。

本法（令和8年改正）の規定により、対象施設周辺地域（対象原子力事業所の敷地・区域及びその周囲おおむね1,000メートルの地域）の上空において、小型無人機等の飛行が禁止されます。

対象施設周辺地域のうち当社敷地上空で小型無人機等を飛行する場合は、事前に当社の同意を得た上で、都道府県公安委員会への通報（警察署経由）が必要となります。



※1 法定刑：1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

※2 法定刑：6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

＜小型無人機等の飛行禁止に係るホームページ＞

○2026年6月24日に開催された第16回原子力規制委員会において、小型無人機等の検知装置（以下、「ドローン検知装置」）設置を義務付ける「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下、「実用炉規則」）の改正が決定され7月10日に公布、施行されました。

【改正内容】

○ドローンの有無及びその所在を把握するため、ドローン検知装置を設置すること

【経過措置】

○公布日から起算して2年を経過する日までに、ドローン検知装置の設置に係る核物質防護規定（以下、「PP規定」）の変更認可申請をすること

○公布日から起算して2年を経過するまでの間（PP規定審査中含む）は、ドローン検知装置の設置に係る規則は適用しない

- 今後、ドローン検知装置の適切な機種を選定しながら、定められた期限までにドローン検知装置の設置を進めてまいります。

2026年	2027年	2028年	
7月	—	7月	8月以降
公布 (7月10日) ▼	2年間	▼PP規定変更認可申請期限 (7月9日) 審査期間(未定)	★認可 ⇒工事完了期限 (運用開始)

○当社は、上記のとおり、ドローン検知装置やジャミング装置の導入を進めていきますが、これまでに上空監視の対応として運用を開始した警備員による以下の対応を継続して実施します。

＜警備員による上空監視の対応＞

- ・警備員の目視による発電所周辺上空の監視
- ・デジタルカメラ(スマートフォン含む)を用いた静止画や動画の撮影
- ・航空機の位置情報をリアルタイムで把握できるサービスによる航空機と小型無人機等との識別
- ・双眼鏡、暗視スコープ、投光器を用いた小型無人機等発見時の上空監視

○また、県警主催の訓練を通じて、当社社員や警備員の小型無人機等の識別、監視能力の向上にも努めてまいります。

以 上